

## アトカラ利用規約（都度与信型）

「アトカラ」は、GMO ペイメントサービス株式会社（以下「当社」といいます）および三井住友カード株式会社（以下「三井住友カード」といいます）が共同でブランド管理を行う後払い決済サービスです。本サービス（第 1 条第 1 項で定義します）のご利用にあたっては、本規約および個人情報の取扱いに関する同意条項（アトカラ利用規約）（以下「同意条項」といいます）の内容を承諾のうえ、当社あてに本サービスの利用に係る申込を行う必要があります。これに対して当社所定の方法による承諾がなされたときに、本規約を契約内容として、当該申込者および当社との間で契約（以下「本契約」といい、当社との間に本契約が成立した申込者を「利用者」といいます）が成立いたします。

### 第 1 条（サービス内容）

1. 「本サービス」は、利用者が当社および三井住友カードとアトカラ（都度与信型）加盟店規約【EC 用】に係る契約を締結した販売業者等（直接の契約締結の有無を問わず、当社により「アトカラ」の利用が認められた者を含み、以下「加盟店」といいます）との間で締結する売買契約または役務提供契約等（以下「売買契約等」といいます）に基づき購入する商品もしくは権利、または提供を受ける役務等（以下、これらを総称して「商品等」といいます）の代金債権（送料、その他費用、消費税等一切の費用を含み、以下「代金等債権」といいます）について、当社が利用者からの委託を受け加盟店に対して立替払いを行うサービスです。また、本サービスに付随または関連するサービスを総称して「本サービス等」といいます。
2. 利用者は、当社が本規約に基づき加盟店に対し代金等債権に係る立替払を行った場合、当社が本規約に基づき請求する額（以下「サービス利用代金」といいます）を当社に支払うものとします。

### 第 2 条（利用上限額）

当社は、一人の利用者が本サービスを利用することのできる利用上限額を定める場合があります。ただし、当社が利用上限額を定める場合でも、当該上限額を超える利用者のサービス利用代金の支払義務が免除されるものではありません。

### 第 3 条（本サービスの利用）

1. 本サービスの利用を希望する申込者は、自己が保有し、管理する携帯電話端末等に係る携帯電話番号および自己が管理するメールアドレスを当社所定の方法に従って入力または提示し、これに加え当社において実施する本人認証のために必要な当社所定の情報を入力するものとします。
2. 利用者が本サービスの利用に関し、当社に届け出た携帯電話番号を「届出電話番号」とい

い、利用者が本サービスの利用に関し、当社に届け出たメールアドレスを「届出メールアドレス」といいます。

3. 本サービスの利用には、事前審査があります。利用金額、利用履歴、その他の事情を踏まえた当社の審査の結果によっては、本サービスのご利用をお断りすることがあります。また、当社が指定する一部の商品等に係る代金の決済手段としては、本サービスを利用できない場合があります。
4. 前項に基づく審査の結果、当社が本サービスの利用を承認した時点で、本契約が成立するものとします。

#### 第4条（携帯電話端末等の管理）

1. 利用者は、届出電話番号の利用に供される携帯電話端末およびSIMカード（以下「携帯電話端末等」といいます）を善良な管理者の注意をもって管理（携帯電話端末の利用に際しての生体認証によるロックを掛けること等を含む）し、第三者をして本サービスを利用させてはなりません。
2. 利用者は、本サービスの利用に供した携帯電話端末等を廃棄する場合または第三者に譲渡もしくは貸与等する場合、携帯電話端末中に存する本サービスの利用に関する情報を削除するものとします。
3. 利用者は、携帯電話端末等を紛失した場合、遠隔操作による携帯電話端末等の利用停止措置等、第三者による携帯電話端末等の利用を防止するための措置を講ずるとともに直ちに当社に当該事実を届け出た上で、当社の指示に従うものとします。

#### 第5条（本サービスの利用と利用者の責任）

1. 利用者の届出電話番号および届出メールアドレスが利用された場合、他人による利用によるものであっても、これに係るサービス利用代金相当額は当該届出電話番号および当該届出メールアドレスを当社に届け出た利用者が支払義務を負担するものとします。
2. 前項にかかわらず、利用者が、盗難、紛失など利用者の意思によらずして携帯電話端末等の占有を喪失し、これに起因して当該届出電話番号および届出メールアドレスを当社に届け出た利用者以外の者（以下「第三者」といいます）が届出電話番号を用いて本サービスを利用した場合には、利用者が、前条第3項に基づく届け出を実施し、当社の指示に従った対応をすべて実施したことを条件として、当社は、当該利用者に対し、当社が前条第3項の連絡を受け付けた日前60日以降の、当該届出電話番号および届出メールアドレスの第三者による利用に係るサービス利用代金等相当額に係る支払債務（以下本条において「対象債務」といいます）を免除します。
3. 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、利用者の対象債務は免除されないものとします。
  - (1) 携帯電話端末等の管理の状況、占有喪失に至る事情その他の事情に照らし、その意思

によらない携帯電話端末等の占有喪失につき利用者の重大な過失がある場合

(2) 届出電話番号および届出メールアドレスの第三者による利用につき、利用者の故意または重大な過失がある場合

(3) 利用者の家族、同居人、留守人その他の利用者の関係者が携帯電話端末等の占有喪失に関与し、または届出電話番号および届出メールアドレスを利用した場合

(4) 本規約に定める携帯電話端末等の利用および管理に関する利用者の義務に違反している状況において、携帯電話端末等の占有を喪失した場合

(5) 利用者が当社に対し、盗難、紛失など携帯電話端末等の占有喪失の状況もしくは被害状況の届出内容を偽りまたはその重要事項を届け出なかった場合

(6) 利用者が当社の調査に協力せずまたは当社に説明もしくは提出した資料に不実がありもしくは重要事項が欠落している場合

4. 利用者に前項各号に該当する事由がある場合には、当社は、利用者に対し、利用者が携帯電話端末等の占有を喪失したことまたは第三者が届出電話番号および届出メールアドレスを利用したこと起因して当社に生じた損害について賠償を請求することができるものとします。

#### 第6条（継続課金取引における本サービスの利用に関する特則）

1. 利用者は、第3条の定めにかかわらず、当社が適当と認める場合には、商品等を継続的かつ定期的に購入することを内容とする取引（以下「継続課金取引」といいます）に係る代金の決済をするために、加盟店に対し届出電話番号および届出メールアドレスまたはこれらに関する情報を登録することにより、当該取引に係る代金請求がなされる都度の個別の届出電話番号および届出メールアドレスを入力または提示することなく本サービスを利用することができます。
2. 前項の場合、加盟店が継続課金取引により発生する取引代金の決済のために当社に対して、前項に基づき登録された届出電話番号および届出メールアドレスまたはこれらに関する情報に係る有効性の照会を掛け、当社がこれを承認した時点で利用者は届出電話番号および届出メールアドレスを利用したものとみなします。
3. 利用者は、継続課金取引に係る本サービスの利用を中止する場合は、加盟店に対しその旨を連絡し、当該加盟店の指示に従って必要な手続を実施するものとします。当該手続が完了する前に前項の処理がなされた場合、当社は利用者による本サービスの利用があったものとみなすことができるものとします。
4. 利用者が継続課金取引に係る代金の決済手段として本サービスを利用している場合であって、本サービス等の提供が停止しているときには、利用者は、自ら当該継続課金取引に係る加盟店に対し、当該加盟店の定めるところに従い、当該登録された届出電話番号および届出メールアドレスまたはこれらに関する情報の削除の手続をとらなければならないものとし、当該手続が完了するまでの間は、本サービスの利用があったものとみなし

本規約に基づき利用者はサービス利用代金を支払う義務を負うものとします。

#### 第7条（ギフト取引等における本サービスの利用に関する特則）

1. 利用者と商品等の受取人の氏名もしくは名称または住所が異なる（贈答品の場合を含みます）場合、商品の配送または役務の提供が完了したことの確認のためその他必要がある場合、当社は受取人に直接連絡を取ることができるものとし、利用者は受取人に対しその旨あらかじめ連絡するとともに、同意を得なければならないものとします。
2. 利用者が前項の義務に違反したことによって当社に損害が生じた場合、利用者は当該損害を当社に対し賠償する義務を負うものとします。

#### 第8条（利用者資格および利用条件）

本サービスは、高校生を除く満18歳以上の方のみが利用することができます。また、代理人による利用または法人名義での利用はできません。

#### 第9条（支払手段および支払期日）

1. 当社は、毎月の利用者による本サービスの利用結果を末日締めで集計し、毎月のサービス利用代金の合計金額を、翌月の1日から支払日の前日までに算出のうえ、利用者に対して、当社所定の方法で通知します。
2. 利用者は、本サービスを利用した場合、支払手段の区別に応じて、それぞれ以下に定める内容に従って、サービス利用代金を支払うものとします。

| 選択できる支払手段    | 約定支払期日                               |
|--------------|--------------------------------------|
| コンビニエンスストア払い | 毎月月末締め翌月10日払い                        |
| 銀行振込         | 毎月月末締め翌月10日払い                        |
| 口座振替         | 毎月月末締め翌月27日<br>(当該日が金融機関休業日の場合は翌営業日) |

3. 利用者は、前項に掲げる支払手段のうち、口座振替の方法によりサービス利用代金支払を希望する場合は、「アトカラ」アプリを登録のうえ、支払日が属する月の前月末日までに「アトカラ」アプリまたはウェブ（[member.atokara.jp](http://member.atokara.jp)）から口座振替設定を完了する必要があります。
4. 前項の期限までに口座振替の申込手続を完了しなかった場合には、利用者はコンビニエンスストア払いまたは銀行振込のいずれかの方法（当月請求額が30万円を超える場合は銀行振込に限ります）によってサービス利用代金を支払うものとします。なお、口座振替の申込手続を完了した場合は、当社所定の手続により口座振替の設定を解消しない限り、コンビニエンスストア払いまたは銀行振込の方法を選択することはできません。
5. 前項にかかわらず、利用者がサービス利用代金の支払手段として口座振替を選択した場合であって、残高不足により口座振替が実施できない場合、利用者は、別途当社の指示に

従い、コンビニエンスストア払いまたは銀行振込にてサービス利用代金を支払わなければならないものとします。

#### 第 10 条（すぐ払い）

会員は、前条第 1 項に掲げる支払期日の定めにかかわらず、当社所定の方法により約定支払期日前に利用毎のサービス利用代金を一括して繰り上げて支払うことができます。

#### 第 11 条（支払案内等）

1. 当社は、当月の会員による本サービスの利用に応じ、その翌月に支払われるべき会員の支払金額の合計額を、当該翌月における支払日の前日までに算出のうえ、利用者に対して当社所定の方法でその合計額を請求金額（以下「当月請求額」といいます）として、記載した通知を行います。
2. 各月の当月請求額および本契約の内容は、ウェブもしくは別途ご利用の登録が必要な「アトカラ」アプリにて確認可能です。

#### 第 12 条（充当）

利用者は、利用者が支払った金額が、本サービスに関する本規約および当社とのその他の契約に基づき利用者が当社に対して負担する一切の債務を完済させるに不足するときは、当社が利用者に対し通知することなく、当社の裁量による順序・方法によって債務に充当しても異議を言わないことに同意します。

#### 第 13 条（業務委託等）

1. 本規約に基づく当社の業務の全部または一部について、当社は第三者に委託をすることができるものとし、利用者はあらかじめこれを承諾するものとします。
2. 利用者は、当社が必要な範囲で請求回収業務を第三者に委託すること、利用者の支払遅延その他事由により利用者に対する債権の回収が困難と当社が判断する場合、当社のみ判断で、第三者に対し当該債権を譲渡し、または訴訟提起その他の債権回収手段を採る場合があることにあらかじめ同意します。

#### 第 14 条（商品等の引渡）

商品等は、当社が第 3 条第 4 項に基づき利用者の本サービスの利用承認を行った後、売買契約等の申込時または売買契約等成立時の配送確認メール等に指定された時期に加盟店から利用者に引渡し、または提供されるものとします。

#### 第 15 条（費用等の負担）

利用者は、本サービス利用にあたり以下の費用を負担するものとします。利用者が、本条

に規定する費用を支払い後に、対象の売買契約等を解除またはキャンセルした場合であっても、当社または金融機関等に支払済みの本条に規定する費用は当社からは返金されません。

- (1) 利用者が銀行振込をする際の金融機関が定める振込手数料：実費
- (2) 利用者がコンビニエンスストアにてお支払いいただく際の支払手数料：350 円(税込)
- (3) 利用者がお支払いを遅滞した際の回収にかかる下記費用
  - ① 回収事務手数料：220 円（税込）（ただし、利用者が遅延損害金を含む支払総額を持参した場合は除きます）
  - ② 当社が債権の保全実行のために要した費用：実費
- (4) 本規約に基づく費用・手数料等について公租公課が課せられる場合の当該公租公課相当額（消費税等を含みます）、および当該公租公課が変更される場合は、当該変更後の公租公課相当額

#### 第 16 条（遅延損害金）

利用者がサービス利用代金のすべてまたは一部の支払を遅滞した場合、当社は、利用者に対し、支払日の翌日から完済に至るまで、当該サービス利用代金に対し、年率 14.6%を乗じた遅延損害金を請求することができるものとします。

#### 第 17 条（所有権の留保）

- 1. 利用者が本サービスにより代金等債権の弁済を行うことを選択した売買契約に係る商品の所有権は、当社が利用者の委託に基づき加盟店に対する当該代金等債権に係る立替払いを実施した時に加盟店から当社に移転します。
- 2. 利用者によるサービス利用代金の支払が完了した時に、前項の商品の所有権は利用者に移転するものとします。
- 3. 利用者は、当社に所有権が帰属する商品に関して以下の事項を遵守するものとします。
  - (1) 善良なる管理者の注意をもって商品を管理し、質入れ、譲渡、賃貸、その他当社の所有権を侵害しないこと
  - (2) 商品の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場合、利用者は以下の対応を行うこと
    - ① 速やかにその旨を当社に連絡する
    - ② 当社が商品を所有していることを主張証明してその排除に努める
- 4. 利用者は、当社が前項により商品を引取ったときは、利用者と当社が協議のうえ決定した相当な価格をもって本規約に基づく債務の残額の弁済に充当することに同意するものとします。なお、過不足が生じたときは利用者および当社の間で直ちに精算するものとします。

#### 第 18 条（個人情報の取り扱い）

1. 本サービスの提供に伴い取得した利用者に関する情報は、当社に帰属するものとします。
2. 当社および三井住友カードは、本サービスの提供に関し取得した利用者に関する個人情報を本規約、個人情報取扱いに関する同意条項（アトカラ利用規約）、およびプライバシーポリシーに基づき、適切に取扱います。

#### 第 19 条（反社会的勢力排除）

1. 利用者は、自らが、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員および暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係企業
  - (5) 総会屋等
  - (6) 社会運動等標ぼうゴロ
  - (7) 特殊知能暴力集団等
  - (8) テロリスト等
  - (9) 日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者
  - (10) 前各号の共生者
  - (11) その他前各号に準ずる者
2. 利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 利用者が前二項に定める事項に反すると合理的に疑われる場合には、当社は利用者に対し当該事項に関する調査を行い、また必要に応じて資料の提供を求めることができ、利用者はこれに応じて正しい資料の提出や回答を行う等必要な対応を取るものとします。また、申込者または利用者が本条第 1 項または本条第 2 項の規定に違反している疑いがあると当社が認める場合、申込者による本サービスの利用申込みを謝絶し、また利用者による本サービスの利用を一時的に停止することができるものとします。本サービスの利用を一時停止した場合には、利用者は、当社が利用再開を認めるまでの間、本サービスの利用を行うことができないものとします。

4. 利用者が本条第 1 項もしくは本条第 2 項のいずれかに該当した場合、本条第 1 項もしくは本条第 2 項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または前項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、本契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、当社は、直ちに本契約を解除することができるものとします。本契約が解除された場合、利用者は本サービスを利用することはできず、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。また、この場合、利用者は、当社に生じた損失、損害または費用（以下「損害等」といいます）を賠償するものとします。また、本項により利用者に損害等が生じた場合でも、利用者は当該損害等を当社に請求しないものとします。
5. 前項の規定により本契約が解除された場合でも、利用者の当社に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本契約の各条項が適用されるものとします。

## 第 20 条（禁止事項）

1. 利用者はご自身または第三者を利用して、以下の(1)～(11)の行為を行ってはならないものとします。
  - (1) 利用申込み、本サービス等に係る申込みに際して虚偽の申告をする行為、または、情報変更が生じたにもかかわらず変更内容を速やかに届出しない行為
  - (2) 意図的な未払い等の詐欺的な行為、不正な目的をもって利用する行為、もしくは犯罪に結びつく行為またはこれらに結びつくおそれのある行為
  - (3) 架空もしくは虚偽の内容の取引または第三者になりすました取引
  - (4) 情報を改ざんまたは悪用した取引
  - (5) 合理性に欠き、著しく不自然な取引
  - (6) 換金を目的とした商品購入等または犯罪による収益を対象とする商品購入等、本サービスの利用が不適当もしくは不審と当社が判断する行為
  - (7) 現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品等その他これらと実質的に同視できる取引
  - (8) コンピュータウイルスなど有害なプログラム等を送信もしくは提供し、または推奨する行為
  - (9) 当社または加盟店の運営を妨害する行為、信用を毀損もしくは財産を侵害する行為、当社または加盟店に対する法的な限度を超えた不当要求行為その他の不利益を与える行為
  - (10) 当社または他人の権利を侵害する行為その他の違法行為、公序良俗に違反する行為、またはそのおそれがある行為
  - (11) 本規約に違反する行為
2. 前項第 7 号で禁止される現金化を目的とする取引には、次の各号に掲げるものが含まれますが、これらに限りません。



- (1) 買取業者等が利用者に宝飾店、ブランド店、家電量販店等で商品等を本サービスで購入させ、購入した商品等を買取業者等が買い取るないしは第三者に売却するものとして、購入金額等から手数料を差し引いた金額ないしは購入金額等に利益を上乗せした金額に相当する現金やポイント等を利用者に付与するとしているもの
  - (2) 販売業者等が利用者に自店や指定店等で販売している商品等を本サービスで購入させ、購入を条件に購入金額から手数料を差し引いた金額ないしは購入金額に利益を上乗せした金額に相当する現金やポイント等を利用者に付与するとしているもの
  - (3) 販売業者等が利用者に自店や指定店等で販売している商品等を本サービスで購入させ、購入した商品等につき販売業者等が買戻しや返品を受け、または別の買取業者等が買取りを行い、買戻金額等から手数料を差し引いた金額ないしは買戻金額等に利益を上乗せした金額に相当する現金やポイント等を利用者に付与するとしているもの
  - (4) 金券類、暗号資産、貴金属類、ブランド品、家電製品等の換金性の高い商品等の購入を社会通念上相当とは認められない頻度もしくは金額にて行うもの
  - (5) 上記各号に類すると当社が判断するもの
3. 利用者が第 1 項に定める事項に反すると合理的に疑われる場合には、当社は利用者に対し当該事項に関する調査を行い、また必要に応じて資料の提供を求めることができ、利用者はこれに応じて正しい資料の提出や回答を行う等必要な対応を取るものとします。また、利用者は、第 1 項に違反したことにより当社に生じた損害等を賠償するものとします。
  4. 利用者が、第 1 項の(1)～(11)の行為を行った場合、もしくは行うおそれがあると当社が判断した場合、当社は、本サービス等のご利用をお断りし、また、本サービス等の全部または一部の提供を停止できるものとします。また、当社は、本サービス等の停止に伴い利用者に生じた損害について負担しないものとします。
  5. 利用者は、第 1 項に違反したことにより、販売業者等あるいは第三者と紛議になった場合であっても、当該紛議を自らの責任において解決するものとし、当該紛議を理由に、当社に対する本サービス利用代金等の債務の支払を拒むことはできないものとします。

## 第 21 条（当社の免責）

1. 当社は、利用者と加盟店間の契約に基づく加盟店の債務履行につき、一切の責任を負いません。発注いただいた商品等の内容や金額ならびに配送およびサービスの提供、その他売買契約等の問題（意思表示の到達の有無、なりすまし、契約の不成立、無効または取消その他の契約の効果帰属、商品の未着または到着遅延、提供方法、商品の品質、効能、効果、機能、性状または数量もしくは品目の相違ならびに代金額および支払方法、契約不適合、広告、販売ウェブサイトに関するものを含みますが、これらに限りません）に関する問い合わせや苦情は加盟店にご連絡ください。

2. 当社は、本サービスがエラーや中断が無く稼働すること、コンピュータウイルス等の有害なものが含まれていないことを保証せず、またエラーのすべてが補正されることを保証しないものとします。
3. 当社は、定期的なもしくは緊急の保守作業を行う場合、ハードウェアもしくはソフトウェアの交換またはバージョンアップを行う場合、または、コンピュータウイルス、不正アクセス等への対策の実施、コンピュータシステムの不具合の解消作業の実施その他の当該コンピュータシステムの円滑な稼働を確保するためにやむを得ない場合、および、通信回線の異常、サイバー攻撃、地震等の天災、感染症等の疾病の蔓延、戦争、暴動、内乱、反乱、革命、テロ行為、労働争議、法令等や自主規制規則の制定・改廃、官公庁の命令・処分その他の行政の行為、その他当社の責めに帰することができない事由に基づき本サービスの提供を停止、中止または中断することができるものとします。
4. 当社は、利用者が本サービスを利用したことに関連して利用者に損害が発生した場合であっても、当社に故意または過失がない限り、賠償の責任を負いません。また、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社が賠償する範囲は通常損害の範囲に限られ、かつ逸失利益は含まれないものとします。

## 第 22 条（規約の変更）

当社は、以下の各号のいずれかの事由に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、あらかじめ、本規約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を、当社ウェブサイト公表する方法その他の相当な方法によって利用者に周知することにより、本規約を変更することができるものとします。

- (1) 社会情勢または経済状況の変動
- (2) 法令、自主規制機関の規則の変更
- (3) 当社の業務またはシステムの変更

## 第 23 条（準拠法および合意管轄）

利用者は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、利用者の住所地、購入地または当社の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。